

○小林たかや委員長 次に参加します。陳情、外神田一丁目南部地区について、日程1と日程2の報告事項（1）を一括で行いたいと思います。

まず、報告事項（1）外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、執行機関から先に報告を受けたいと思います。

○神原地域まちづくり課長 前回の当委員会におきまして、小枝副委員長から、外神田一丁目南部地区の地区計画に係る素案の説明会について資料の要求がございました。本日はその資料に基づきましてご報告させていただきます。

環境まちづくり部資料1をご覧ください。クリップ留めになってございます。

都市計画法第16条第2項に基づく説明会でございます。昨年6月22日に万世橋出張所、6月23日にオンラインで説明会を開催しております。

対象者は当該地区内の土地所有者及び建物所有者に加えまして、参加について希望される旨のお問い合わせがございましたので、そちらの方にはご出席を頂いております。参加者は延べ39人、うちオンラインでの参加は11名でございました。

説明会開催の周知は対象の方々に案内を郵送させていただいております。地区計画に係る素案、公告・縦覧は6月21日から7月5日までの2週間、意見書の提出期間は6月21日から7月12日までの3週間となっております。意見書の提出は20件ございました。本計画を推進してほしいといったご意見が18件、その他計画に対するご質問や条件面に関するご意見が2件ございました。

説明会に用いた資料について本資料に添付させていただいております。お手数ですが資料をおめくりいただきますと、まず初めに次第がございます。

次に、資料1の権利者向けに行ってきた第3回地区計画勉強会のまとめでございます。説明のほうは割愛させていただきます。勉強会で頂いたご意見と区の考え方について整理をさせていただいております。この勉強会において頂いたご意見を踏まえ都市計画の進んでいきたい旨を確認させていただいております。

お手数ですが、資料を3枚ほどおめくりいただきますと、資料2として地区計画（素案）の概要、さらに資料を2枚ほどおめくりいただきますと、地区計画の（素案）となっております。こちらが当日説明会で配付させていただいた資料になります。

大変お手数ですが、資料の最初のページにお戻りいただけますでしょうか。今回のこの説明会につきましてはコロナ禍というのを鑑みまして、公告・縦覧の手續に際し対象者の方々に都市計画図書となる地区計画の素案を事前に送付させていただきました。また、区議会からのご意見を受けまして、区民を対象とした本計画及び区有施設に関するオープンハウス型の説明会を2日間開催させていただき、100名を超える方々にご参加いただいているところです。

都市計画法16条第2項に基づく説明会に関する説明は以上でございます。また、前回、当委員会確認事項となっております法16条第1項の解釈や運用に関する国土交通省の見解につきましては、現時点において確認の途中となっておりますので、次回以降の委員会にて改めて報告させていただきたいと存じます。

なお、本日は前回の委員会資料を参考として用意させていただいております。

私からの説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。報告と説明が終わりました。本件につきましては、本陳情に

つきましては、送付3-14以外の17件が全て関連するために、一括で審査をすることとしてよろしゅうございますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、一括審査をいたします。

それでは、報告についての質問、陳情についての質疑を受けます。

○小枝副委員長 ただいま二つの報告があったわけですね。一つは16条の2項に関する資料ができましたと。もう一つが16条の1項に関しては国交省、省庁に問合せをしているが、まだ確認が途中であるというような言い方でしたね。

まず、1項のほうは皆さん関わる部分だと思いますので、ちょっと後にしまして、16条2項で資料を出された部分について確認をいたしますが、今回出されてきたものの表紙を見ると、6月22、23ということで、16条の2項の説明会の概要になっております。私が前回お願いしたのも、牛尾委員のほうからも、16条の2項の中身についてのいろいろやり取りがあった中で、その広報の仕方や参加者、そして議事録を出してくださいということで確認してあったので、てっきりそうになっているのかと思いましたが、表紙だけで、めくってみると別の日のものなんですね。で、私が求めましたのは、この16条の2項において、こういった説明をし、こういった意見をもらったのかという議事録がついていないのは、そのものがないんですか。議事録そのものが存在していないんですか。ちょっとそこを確認します。

○神原地域まちづくり課長 すみません、議事録までというちょっと認識がございませんで、大変失礼いたしました。議事録がないということはございません。

○小枝副委員長 当然その6月の22、23の内容について確認をしているわけですから、それをあるならちょっと出さないほうが不思議かなというふうに思うんですけども、ちょっと今から作らないでほしい、あるなら出してください。

といいますのは、16条の2項において地権者しか参加できないわけです。こういう状況でその議事録がないと、意見を述べるのができたのかとか、もしくはどういう意見があった、そのことに基づいて計画をこのように変えましたと。そういったことも都市計画審議会のほうに報告する義務があるわけですよ。だから実質的に、ただこの日開催しましたというだけではなくて、中身のある意見をもらう、そうした説明の場で意見をもらう、公式に発言できる場でないといけないわけなので、そこは確認しなければならぬ事項なんですね。なぜ、ほかの日のをつけて、その日のをつけないんですか。

○神原地域まちづくり課長 今つけているのは、ほかの日というか、説明会に提出した資料というものを添付させていただいております。で、議事録がないのかというようなご質問につきましては、ございますが、ちょっと公表するような形で整理されていまして、個人情報なども入っているような状況ですので、お時間を一定頂いて整理させていただきたいと思います。あと加えまして、昨年12月1日の当委員会におきまして、建築物の許可に限った質問が出たということで、これも副委員長からのたしかご指摘、ご依頼だったかと思いますが、議事録を出していただきたいということがございまして、12月1日の委員会資料としては、その部分に限ってですけども、議事録のほうはちょっとお出ししているような経緯がございます。

○小枝副委員長 仄聞するところによると、こうした重要な16条の2項、法に基づく説

明会において意見を述べてはならないというような仕切りがあったという、これは仄聞ですよ。で、かどうかも確認するには、別に誰がどうというのはいいんです。司会が何を言い、どういう運営をし、地権者なら地権者、もしくは事業者なら事業者がどういう発言をして、それが16条の2項というのはこの中でも一致して誰も否定をしない、当然やるべき内容だと。法律の趣旨としても16条の1項がまず土台にあって、地区計画という制度ができたときに、これは地権者に大きな制限が関わることだから地権者の意見を十分に聞いてくださいよという法の立てつけで上乘せ式的に16条の2項の地権者との素案の段階でしっかりと詰めていきましょうという制度になっているわけですから、これはやっぱり実質的にそうであったかなかったかというのは非常に重要な確認すべき事項であるということです。それはちゃんと議事録として出していただきたい。

○神原地域まちづくり課長 資料のほうは個人情報もございますので少し整理をさせていただきたいということと、本日もちょっと前回の資料を参考資料としておつけしていますけれど、2ページを見ていただきますと、この地区計画の素案の説明会に至るに当たって、その前段として、やはり権利者の方によりご意見を頂いたり、地区計画の内容というものを知っていただきたいということで勉強会というような形で3回開催もさせていただいているような状況でございます。我々としてもできる限り丁寧に説明責任を果たしていきたいということでやっておりますので、6月22日の説明会で意見を頂いていないというようなことはございませんで、しっかりと説明の後に質疑応答の時間も取らせていただいておりますので、後ほど整理させていただいて議事録のほうは提出させていただきたいというふうに考えております。

○小枝副委員長 その際、後ほどに出てくるポスト対応された日本テレビのほうの議事録のほうは、ちゃんと司会が何を言ったというのが、個人情報は抜きにして流れが分かるようになっているんですね。で、この外神田のこの議事のまとめ方ですと、どういう仕切りで会が持たれたのかというようなことも分かりませんので、そこは大きく加工せずに、個人情報は一切要りませんので、流れが分かるものをしっかりと客観的に出していただくということが大事だと思いますので、そこはよろしく願います。

○加島まちづくり担当部長 すみません。本日の資料に関しましては、前回の9月12日の当委員会で副委員長からご指摘されたということで、我々としては、その16条のときにちゃんと周知したのかとか、そういったところで、そのときの資料はどうだったのかということで、そういった問いかけに今日資料を用意しますということで出させていただいたと。そのときの議事録までということがちょっと認識していなかったというところでございますので、それはまた改めて、今、担当課長が答弁したとおり、整理させていただいて、副委員長ともちょっと調整させていただきながらお出ししたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○小林たかや委員長 よろしいですか。

○小枝副委員長 はい。16条2項はいいです。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにご質疑ありますか。

○岩田委員 自分がこの前お聞きしたリーガルチェックとか、そういうのというのは今まだ確認中で、リーガルチェックも確認中、国土交通省に聞いているだけじゃなくて、リー

ガルチェックもまだ確認中ということなんですかね。

○神原地域まちづくり課長 16条1項に関しては、リーガルチェックも運用も両方どちらにも関わってくることでですので、両方とも確認中ということでご理解いただければと思います。

○小枝副委員長 それで、はい、委員長。

○小林たかや委員長 副委員長。

○小枝副委員長 それは全く国交省のほうから何の返信もない状況のまま日を過ぎてしまっているのでしょうか。だとすると、問合せをされたのはいつで、全く回答がないのか、それとも回答が来たけれども何か調整しちゃっているのか、どういう状況かをもう少し正確にお伝えください。

○神原地域まちづくり課長 前回の委員会、9月12日で行っていただきましたけれども、その次の日には庁内のほうで整理いたしまして、その翌日、9月14日に国土交通省の都市局になりますけれども、そちらに問合せをしてございます。何度か電話でのやり取りですとかメールでのやり取りはしているような状況がございまして、一応お互いに確認作業を今進めているというところですので、向こうから何か音沙汰がないとあって、そういうことではなくて、しっかりとやり取りのほうはさせていただいて、こういった公式の場でお答えできる回答というものを、今、確認・調整しているところでございます。

○小林たかや委員長 よろしいですか。

○小枝副委員長 はい。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。

○牛尾委員 ちょっと16条とは離れるんですけども、ここの委員会で確認されている五つの項目のうちの清掃事務所について、前回、清掃事務所との合意はまだ取れていませんという答弁があったと思うんですけども、この間、清掃事務所について現場の方々との協議と申しますかね、話し合いというのはされているのかどうか、いかがですか。

○柳千代田清掃事務所長 前回もご報告させていただいたと思うんですが、この間も組合のほうからの書面等が提出されて以降、これにつきましては現場で十分な協議を話し合いをさせていただいた結果として、前回も報告しましたように、機能分散ですとか、そういったほうの話に合意を得ておりますので、そういうような状況でご報告させていただいているところでございます。

○牛尾委員 いや、機能分散のことはそうでしょう。要するにここの外神田一丁目の再開発のビルに清掃事務所を移すというようなことについて、ここの職員の方々とそのことについて協議とかされているのかどうかと。機能分散はいいです。外一のことではいかがですか。

○柳千代田清掃事務所長 我々現場サイド、現場の職員との話の中では、この外神田の中で置く置かないというような前提で、機能更新は必要であるというようなところのお話はしております。我々としてもこの状況を見守ってさせていただいているところでございます。

○牛尾委員 要するに新たな再開発ビルの5階に事務所を置くと。で、地下で作業場をやるという計画があったじゃないですか。それについてどうかと。そのことについて説明をして意見を求めるなり、そんなやり取りをしているのかということなんです。

○柳千代田清掃事務所長 そういった情報提供を頂いております、中でもそちらについて議論をさせていただいておりますが、その議論を集約するということまでには至っておりません。様々な意見があるということではございます。

○印出井環境まちづくり部長 若干補足します。前回もそういう趣旨でお答えしたのかなと思うんですけども、今回の開発に伴って、我々としての課題である清掃事務所を機能更新する。これは現行の基本計画の中でも機能更新対象の施設ということでリストが載っております。それから老朽化も進んでいる。で、コロナ禍の中で辛うじて業務は継続しましたけれどもいろいろ課題があるということを強く認識する中で、機能分散を含む清掃事務所の在り方を整理をしたと。どういう方式でやるかについては、現場職員あるいは組合としても中立であるということではございますので、具体的に今回の開発の中での情報提供はしておりますけれども、その部分について、現時点で新たな開発でこういう形になるよという部分についての合意形成というか、理解までは得ていないと。ただ、要求水準として満たされるのであれば、中立であるよということについては確認しているというふうになってございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、計17件の陳情の取扱いはいかがいたしますか。継続でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、継続扱いといたします。

なお、本陳情者及び関係者からの意見聴取につきましては、定例会閉会予定日から4定に開会するまでの間に、現状の再開発計画に対して早期推進を求める方、その反対、見直し等を求める陳情の方につきましては、前回、正副でお預かりして大体の計画を立てております。で、双方7名程度ずつお呼びをしてお話をお伺いしたいと思っておりますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。詳細の実施日程につきましては正副委員長に預らせていただきまして、決まりましたら各委員の皆様にご連絡をさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。また参考人の質問につきましては、正副委員長としての案を今からお配りしたいと思いますので、暫時休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時00分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

ただいま配付いたしました参考人への質問事項ですが、ご覧を頂きたいと思えます。案でございますが、一つ目が陳情の趣旨について改めてご説明をくださいと。二つ目、現行の外神田一丁目南部地区の再開発計画をどのように評価されますか。この2問、それぞれ参考人への質問とさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

送付3-2、6、8、9、11、16、参考送付、4-2、3、7、8、9、12、15、17、18、
20 陳情審査部分抜粋 令和 4年10月 5日 環境・まちづくり特別委員会（未定稿）

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、当日の流れですが、今、確認いたしました2問の質問につきましては、私、委員長のほうから質問をし、参考人の方々にお答えをお願いいたします。その後、委員の方から何かほかに質問がございましたら参考人に対して質問をしていただきまして終了します。終了後、委員会を休憩または終了し、懇談会を行いたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 じゃあ、その要領で進めたいと思います。以上で陳情審査及び報告の1を終了いたします。